



平成25年11月 6日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市消費生活審議会  
会長 清水



特定商取引に関する法律改正に伴う  
福岡市消費生活条例の改正について（答申）

福岡市消費生活条例（平成16年福岡市条例第56号）第32条第1項第1号の規定に基づき、平成25年10月18日付け市消第547号で諮問のありました標記の件について、本審議会では審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

#### 記

福岡市消費生活条例の一部を改正する条例案（以下、「条例案」という。）については、訪問購入を行う事業者の定義を追加するとともに、それに係る不当な取引行為を規制することに関して、異議はありません。

ただし、次の意見を踏まえ、条例案の文言を整理していただきますようお願いいたします。

（意見）

- 一 事業者の定義の改正に併せて、事業者の責務を規定する福岡市消費生活条例第5条第1項中の「供給」を「取引」に変更していただきたい。
- 二 不当な取引行為の禁止として、追加した条例案第21条第1項第3号中、「消費者が使用していた商品」については、既に定義で規定されているので、「商品」に変更していただきたい。

以上